

平成30年6月6日  
航空局安全部

## 日本航空株式会社に対する嚴重注意について

平成30年5月23日（日本時間）、JAL8791便（ホノルル国際空港発-関西国際空港着、ボーイング式787-8型）の巡航中の機内において、日本航空株式会社（以下「日本航空」という。）のバンコク基地所属の客室乗務員1名が、休憩中に化粧室に缶ビール1缶を持ち込んで飲み、乗務員用の休憩室で仮眠をとった後、業務を行った事案が発生したと、6月1日に同社から航空局に報告がありました。

本件は、5月31日、当該便を利用した乗客より、日本航空のお客様対応窓口にて「機内で客室乗務員が化粧室でビールを飲んだ疑いがある」との問い合わせがあり、当該客室乗務員等への聞き取り調査の結果、6月1日に当該事実が判明したものです。

航空局において内容を確認してきた結果、上記事案に関しては、客室乗務員の不適切な行為及び不十分な客室乗務員管理が認められました。これらは、客室乗務員が正常に業務を実施できないものであり、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず、航空法第104条で定める国土交通大臣の認可した運航規程に違反するものです。

本日、日本航空に対し、嚴重注意を行い、必要な再発防止策を報告するよう指示しました。

航空局としては、同社において再発防止が確実に図られ安全運航のための体制が維持されるよう、引き続き厳格に指導監督を行って参ります。

添付資料：日本航空株式会社に対する嚴重注意文書

### 問い合わせ先

航空局安全部航空事業安全室

佐藤（内線：50147）、原（内線：50163）

代表：03-5253-8111

直通：03-5253-8731

FAX：03-5253-1661